

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	曹 陽
論文題目	虧空の補填から見る清代の官僚 －「賠」、「捐」、「攤」の考察を通じて－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国清代において「虧空」(財政欠損)発生時に地方官僚に求められる各種の欠損補填のあり方とその歴史的な変遷を細かく検討することを通じて、清代の財政構造と官僚制の特質に迫るものである。</p> <p>まず「序論」において問題意識を述べ学説史を整理したあと、第一章「「虧空」問題の起源」においては、「虧空」なる現象が、州県が徴税をしその中から所定の定額を中央や他地方に解送し、そして事実上残った部分が当該州県の地方財政経費となるという清代中国に特有の財政構造、及び明代以降の財政報告制度と官吏監督制度の発展を前提として、康熙中期(一七世紀末)以降の国家財政上の危機に対応して表面化してくる特殊歴史的な現象であることが示される。</p> <p>第二章「虧空の「賠」の変化」では、虧空の「賠」形式の変化が時代を追って考察され、同時にその背景にある清代財政制度や各時期の財政状況が考察される。即ち、清代の関連諸制度では、虧空を「賠」(弁償)する責任は、倉庫錢糧の管理・監察の職責を怠った官員に負わせるのが原則であった。しかし実際には、過失のない官員や当該官員の親戚らに弁済責任を負わせる例、督撫などの地方大吏に職務範囲内の全ての「虧空」の弁済責任を負わせる例、更には一定範囲内のすべての官員の給料・手当を控除して「虧空」を弁済させる例が歴史史料の中には繰り返し現れる。その背景を探るべくまず第一節では、清初における「賠」の発展変化、特に康熙後期に現われた「分賠」「代賠」「独賠」等の虧空弁済方式が考察される。第二節では、雍正年間における「賠」の発展変化の考察を通じて「賠」の性格が分析され、また同時に虧空の発生それ自体を防止すべく導入された「火耗歸公」(定額外徴収たる「火耗」の合法化)政策の施行過程と具体的内容が紹介される。第三節では、乾隆年間における虧空問題の再出現の原因が探求され、清代財政制度の特徴及び当時の人口・物価の変化等の歴史的背景が指摘される。第四節では、嘉慶・道光年間における虧空と虧空対策のあり方、及びそれに関連する諸制度の変化が考察され、虧空の主な弁済策が「賠」から「攤」へと移行しつつある事実が明らかにされる。</p> <p>第三章「官僚による「捐」の変化」では、虧空弁済方式の一つとして現れる官僚による「捐」(字義通りにとれば「寄付」)の諸形式とその歴史的変化を、広く欠損弁済以外についても行われる「捐」と併せて考察し、それを通じて清代財政の中において「捐」が持つ意味が検討される。まず第一節では、清</p>			

代州県の財政状況を紹介しながら、州県官の「捐俸」現象を分析し、また三藩の乱時期の「裁俸」現象が紹介される。第二節では、宮崎市定氏が既に検討を加えている康熙後期における「俸工銀の扣捐」現象を取り上げ、その持つ歴史的意味が再検討される。第三節では、乾隆・嘉慶・道光年間における「就廉攤捐」（養廉銀をめぐる捐俸）現象が細かく分析される。

第四章「「攤」の方式」では、先行する二章に現れる「攤賠」と「攤捐」の共通項である「攤」に着目し、まず「攤賠」が虧空の弁済に使われる言葉であるのに対し、「攤捐」は虧空の弁済にも地方経費の不足にも使われることを指摘する。ついで「攤賠」と「攤捐」の内容の細かな考察を通じ、両者の異同および清代財政における「攤」方式の性格が検討される。

「結語」においては、虧空補填をめぐる「賠」「捐」「攤」の三方式の考察を踏まえて、地方倉庫の錢糧虧空は、表面上は地方官僚の不正行為による欠損とされるが、実際には常に政府の行政経費不足によって起こされたことを確認した上で、清代の財政制度の下における地方官僚の虧空賠償「責任」なるものが、個々の行政行為についての過失の有無にではなく、むしろ地方行政全般を「請け負う」ことに対応しており、その構造が時に不正を生み出すことになったことを指摘する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、中国清代における「虧空」＝財政欠損に対する官僚の補填責任の歴史的变化を、その背景にある財政制度や各時期の財政状況と併せて考察することを通じて、清代の官僚制度及び財政制度の性格の検討を試みたものである。

清代の国家財政制度の大綱は、末端行政区画である州県毎に固定的な基準額を定めて徴税させ、それを額に従って国家中央・省中央等へ移送させる仕方で作られていた。ただ軍事遠征や災害対策の如き経常外の支出が生まれれば、それらも随時州県に割り振られる。また州県長官は管轄州県人民の福利厚生を図ることを求められていたが、地方行政の為の固有の財源は設けられてはならず、上記移送分の残りで適宜まかなうものとされていた。当該地方に橋や学校・役場等の修築の必要が起これば、州県長官はその都度、自ら呼びかけをし、また率先して寄付を行うことで在地の資源を動員・組織した。州県長官はこれら種々の財政的要求に対して同時に応えることが求められ、ことの緊急度に従い費目を流用したり、最後に不足すれば自らのポケットマネーをつぎ込まざるを得ない反面、余剰が出た場合には自らのポケットに入る仕組みにもなっていた。

虧空とはこの内の最初の国家財政レベルでの欠損を指す。ただ全体が上記の如き仕組みになっている以上、財政欠損と言ってもその原因が単なる徴税不足や使い込みの結果に限られる訳もない。逆に言えば、この虧空の原因とその補填方法を見て行けば、清代の州県長官の財政上の役割や地方財政の実態について様々な論点を発見することができる。

曹陽氏はこうした問題意識に基づいてまず代表的な補填方法たる「賠」に着目し、「賠」が求められる人的範囲の検討を通じて州県長官の徴税責任や省内上司の監督責任のあり方を解明する。ついで欠損補填に「捐」即ち寄付、特に州県長官の俸給部分の天引き型の寄付の方法が繰り返し採られることに着目し、それを通じて清代地方財政が持つ上記の公私混合的な性格を解明する。そして最後に「賠」や「捐」の責任を広く人々に割り振る「攤」の問題を考察し、虧空弁済以外の地方財政に視野を拡大する。どれについても清代における歴史的な変化が考察され、当該問題について一定の研究成果を挙げたと言ってよい。

ただ巨大な対象を一挙に論じようとしたために、「賠」方法の差異を虧空の原因別に検討したり「捐」の諸類型を支出項目毎に検討するといった個別事例に即した微視的な分析が欠けており、また経済発展と人口増加の中における国家行政と社会との関係の歴史的变化といった巨視的問題についても原理的な検討がなお不足している。これらについては今後の発展を期待したい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年2月19日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。